

# 総務常任委員会会議録

令和元年9月13日

宮古市議会

宮古市議会定例会令和元年9月定例会議 総務常任委員会会議録目次

(9月13日)

議事日程	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のための出席者	1
議会事務局出席者	2
開 会	3
付託事件審査(1)	3
付託事件審査(2)	7
付託事件審査(3)	15
付託事件審査(4)	19
付託事件審査(5)	22
付託事件審査(6)	23
付託事件審査(7)	26
審査終了	26

# 宮古市議会総務常任委員会会議録

日 時 令和元年9月13日（金曜日） 午前9時59分  
場 所 議事堂 委員会室

## 事 件

〔付託事件審査〕

- (1) 議案第6号 宮古市職員定数条例等の一部を改正する条例
- (2) 議案第7号 宮古市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- (3) 議案第8号 宮古市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第9号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例
- (5) 議案第10号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整理に関する条例
- (6) 議案第25号 宮古市新市建設計画を変更することに関し議決を求めることについて
- (7) 議案第26号 宮古市新市基本計画を変更することに関し議決を求めることについて

## 出席委員（7名）

松 本 尚 美 委 員 長	木 村 誠 副 委 員 長
西 村 昭 二 委 員	鳥 居 晋 委 員
竹 花 邦 彦 委 員	田 中 尚 委 員
工 藤 小 百 合 委 員	

## 欠席議員（なし）

## 説明のための出席者

〔付託事件審査〕

(1) ～ (4)

総 務 部 長 伊 藤 孝 雄 君	総 務 課 長 中 嶋 巧 君
副 主 幹 兼 長 吉 濱 賢 寿 君	副 主 幹 兼 長 渡 邊 伸 也 君
総 務 課 長 石 田 信 幸 君	

(5)

総 務 部 長 伊 藤 孝 雄 君	危 機 管 理 監 芳 賀 直 樹 君
総 務 課 長 中 嶋 巧 君	副 主 幹 兼 長 吉 濱 賢 寿 君
副 主 幹 兼 長 渡 邊 伸 也 君	総 務 課 長 石 田 信 幸 君

(6) ~ (7)

企 画 部 長 松 下 寛 君

企 画 課 長 多 田 康 君

企 画 課 主 幹 兼  
企 画 調 整 係 長 三 上 巧 君

企 画 課 任 藤 倉 郁 美 君

---

○

**議会議務局出席者**

事 務 局 長 菊 地 俊 二

次 長 松 橋 かおる

## 開 会

午前9時59分 開会

○委員長（松本尚美君） おはようございます。時間前ですが、そろっております。ただいままでの出席7名であります。定足数に達しておりますので、これから総務常任委員会を開会いたします。

本日の案件は付託事件審査7件、説明事項2件となります。

議事進行よろしく御協力お願いいたします。

○

### 付託事件審査（1） 議案第6号 宮古市職員定数条例等の一部を改正する条例

○委員長（松本尚美君） それでは本委員会に付託された事件の審査を行います。議案第6号宮古市職員定数条例等の一部を改正する条例及び議案第7号宮古市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、伊藤総務部長より本議案に関する補足資料の配布と、説明の申し出がありましたので、これを許可したいと思います。先に補足資料を配布いたします。

[補足資料配付]

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤孝雄君） それでは、11日に提案申し上げたようでございますけれども、地方公務員法とか地方自治法の改正に伴う部分がございます、なかなか議案だけでは読み解きにくい部分もありますので、少し資料に整理いたしました。

詳細につきましては、総務課長のほうから御説明申し上げます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（松本尚美君） 中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋 巧君） 私のほうからですね、議案第6号及び第7号に係る宮古市会計年度任用職員制度導入についての資料に基づきまして説明をいたします。

資料の1ページをごらんいただきたいと思いますが、今回の地方公務員法及び地方自治法の一部改正の趣旨と改正概要でございますが、大きく三つございます。

一つは、特別職非常勤職員として任用すべき職の規定がですね、専門的な知識経験または識見を有し、助言、調査、診断等を行う者に厳格化されました。

二つ目は、臨時的任用職員の任用、職務内容、責任の程度が新制度におきましては、これまでの取り扱いとは全く異なりまして、常勤職員に欠員が生じた場合に限り任用することができ、業務内容もですね、これまでの事務補助ではなくて、常勤職員が行うべき業務に従事することが要件として厳格化されました。

また、臨時的任用職員は、緊急の場合のみ任用できるという要件も加えられていることから、地方公務員育児休業法の適用除外となっております。

三つ目は、現行の臨時非常勤職員制度が抜本的に見直されまして、一般職の非常勤職員は新たに会計年度任用職員として任用されることとなります。

1週間の勤務時間が常勤職員と同じものをフルタイム会計年度任用職員、この勤務時間よりも短いものをパートタイム会計年度任用職員と言います。

ただいま御説明しました特別職非常勤職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員の任用根拠と新たな職のイメージ図としましてですね、資料の下段の図に示してございますが、左側が地方公務員法改正前、右側が改正後でございます。

次に、資料の2ページをごらんください。3の会計年度任用職員の任用についてでございますけれども、地方公務員法の平等取り扱いの原則により性別、年齢にかかわらず公募により募集し、競争試験または選考により採用します。任用期間の上限は、原則1会計年度を超えない範囲で、全て1カ月の条件つき採用の規定を適用します。ただし、1カ月の勤務日数が15日未満の会計年度任用職員は、勤務日数が15日に達するまで条件つき採用期間を引き継ぐこととなります。任期の更新も1会計年度を超えない範囲の期間であれば、客観的な能力実証を踏まえた上で可能でございます。また、再度の任用につきましても、面接あるいは従前の勤務実績に照らして、職員としての資質が認められれば行うことができます。

4の会計年度任用職員の給与等についてでございますが、フルタイム会計年度任用職員には、支給科目として給料、手当及び旅費を、パートタイム会計年度任用職員には、報酬及び費用弁償を支給いたします。また、任用期間が6カ月を超えるものにつきましては期末手当を支給することといたします。

(1)の会計年度任用職員の給料水準ですが、地方公務員法に規定する職務給の原則均衡の原則に基づきまして、職務と類似する職務に従事する正規職員の属する職務の級の初号給の給料月額を基礎としまして、職務上の責任度合い、あるいは職務経験等の要素を考慮して決定いたします。

(2)の会計年度任用職員の諸手当の支給ですが、フルタイム会計年度任用職員には通勤手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、特殊勤務手当及び期末手当がそれぞれの支給要件を満たせば支給されます。

また、パートタイム会計年度任用職員にも支給要件を満たせば、通勤手当を除き同様の手当相当分が報酬として支給されます。ただし、パートタイム会計年度任用職員の通勤手当相当分は、費用弁償として支給されず。

また、フルタイム会計年度任用職員で、正規職員に定められている勤務時間以上勤務した日が、18日以上ある月が引き続き6月を超える者で、それ以後も引き続き当該勤務時間により勤務することとされるものには、退職手当が支給されます。

5の会計年度任用職員の勤務時間及び休暇(1)の勤務時間ですが、フルタイム会計年度職員の勤務時間は常勤職員と同じ1日7時間45分。パートタイム会計年度任用職員の勤務時間は、週35時間以内で宮古市の場合、1日7時間以内で週5日勤務のパターンと1日7時間45分以内で週4日勤務の大きく二つのパターンが想定されております。

次に、3ページをごらんください。(2)の年次休暇でございますけれども、会計年度任用職員の任用時の年次休暇は十日以内で、それぞれの職員の任用月及び1週間の勤務日の日数に応じて付与いたします。また、再度の任用があった職員には、前年度に付与されて年次休暇は次の年度に繰り越すことができます。ただし、繰り越すことのできる年次休暇は20日を限度といたします。

6の分限懲戒ですが、公務能率の維持と公務の適正な運営の確保を図ること目的に、会計年度任用職員にも常勤職員と同様に、地方公務員法に規定する免職及び休職といった分限処分、あとは全体の奉仕者として非行為があったものに対する免職、停職、減給、戒告の懲戒処分が対象となります。

7の服務ですが、常勤職員と同様に服務の宣誓、秘密を守る義務、職務に専念する義務、信用失墜行為の禁止など地方公務員の服務規定が適用されます。ただし、これらの服務規程のうち、パートタイム会計年度任用職員につきましては、営利企業の従事等の制限が適用除外となります。

8の人事評価ですが、会計年度任用職員も常勤職員と同様に、宮古市職員人材育成基本方針のっとり人事評

価の対象とします。人事評価の結果につきましては、職員の人材育成、後は再度の任用時における客観的な能力実証を行う際の判断要素と、あとは給料水準の決定に活用します。

9の社会保険等の(1)の社会保険ですが、フルタイム会計年度任用職員については常勤職員の勤務時間以上勤務した日が、18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、それ以後も引き続き当該勤務時間により勤務することとされるものにつきましては、13月目から常勤職員と同様の地方公務員共済制度及び公務災害補償制度が適用されます。これらの要件に該当しない職員については、厚生年金制度及び健康保険制度が適用されます。また、パートタイム会計年度任用職員については法令の要件を満たす場合は、厚生年金制度及び健康保険制度が適用されますが、これらに該当しない場合は、国民年金及び国民健康保険に加入することとなります。

(2)の雇用保険ですが、雇用保険制度上、任用期間が31日以上かつ週の所定勤務時間が20時間以上のものは、雇用保険の対象となりますけれども、退職手当支給要件を満たすフルタイム会計年度任用職員につきましては、雇用保険の被保険者とはなりません。

以上が議案第6号及び第7号に係る会計年度任用職員制度導入の概要ですが、今後は各職種ごとのですね、基本給与報酬額、あとは職員の勤務条件等の詳細について、県内自治体の状況等比較検討しながら、規則のほうに盛り込んでいきたいというふうに思っております。以上でございます。

○委員長(松本尚美君) 今、補足説明につきましては第6号、第7号にかかわる部分の説明でしたけれども、まず議案第6号宮古市職員定数条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑のある方は挙手願います。田中委員。

○委員(田中 尚君) どなたかがやってからってという思いがあったもんでちょっと躊躇しましたが、委員長の登場になりそうですので、手を挙げました。

6の1ページ、条例第6号の部分の説明欄でありますけれども、これ簡単に言いますと非正規職員はですね、一つには会計年度職員っていう用語に置きかえて、引き続き非正規職員を合法化する、なおかつ現在の地方公務員法上欠陥をいわば補正すると、そういうふうに私は理解をしているんですが、参考までに伺いますが、宮古市におきましては、非正規職員は現時点では、どれぐらいの雇用実体になっているのか。あるいは、さらにはその中でも、今問題になっております保育児童の問題もあるんですが、公立保育所における同じような意味での非正規職員の雇用状況は、ざっとどんな状況か伺います。

○委員長(松本尚美君) 資料、データお持ちでしょうか。中嶋総務課長。

○総務課長(中嶋 巧君) 臨時、非常勤。今田中議員さんおっしゃったのは、多分正規以外の臨時、非常勤が今何人いるかということだと。人数は平成30年の実績今お話ししますけれども、臨時が大体200人、非常勤が178人でございます。これは平成30年度でございますが、本年度の部分も人数は大体このくらいみていただいて結構でございます。

○委員長(松本尚美君) 保育士の部分もありました。中嶋総務課長。

○総務課長(中嶋 巧君) 保育士は大体60人ぐらいのようです。

○委員長(松本尚美君) 田中委員。

○委員(田中 尚君) これはあくまでも全国的な傾向ということで紹介されているわけでありましてけれども、一つには非正規職員の地方公務員等々、公務員職場における採用状況はですね。大体3人に1人は、今お話の部分の職員だと。それから保育所におきましては、2人に1人がいわば臨時職員だと。こういう雇用実体にな

っておりますが、今回の条例制定の意図は要するに、どういうところにあるのかと。いうことについて改めて説明を願います。

○委員長（松本尚美君） 中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋 巧君） 多分田中議員さんがおっしゃってる部分は、定数条例にかかわる部分ですね。我々その非正規職員と非正規職員の部分のところまでこれやってるわけじゃなくて、この条例の部分はですね、今回いわゆる、職員定数の条例の中で、会計年度任用職員制度というのが導入されましたので、この中の定数の中に会計年度任用職員、あと再任用短時間勤務職員、あと常時勤務を要する職員が欠けた場合に任用できるという臨時的任用職員、新たな。これらは除きますよという趣旨でございますので、公務員制度の部分でどうのこうのということではなくて、そういった形での提案でございます。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） ちょっと私の理解が浅かったのかなという思いをして総務課長の答えを聞いてるわけがありますけれども。私はですね。今の段階でいわゆる臨時職員。臨時職員、こういう形に置きかえていくのかな。そういう理解したんですが、違いますね。今の答えは。臨時職員は臨時職員で残る、従来の形で。そのほかに例えば会計年度職員ということで、正規職員が欠けた場合に、同等の能力のある方を採用すると。いうふう、どっちですか。

○委員長（松本尚美君） ちょっとそこがかみ合っていない部分もあるようですね、定数条例にかかわる部分だということなんですね。ですので、田中委員。

○委員（田中 尚君） 定数条例にかかわる部分で、会計年度職員。それから、パートタイム職員、フルタイム労働等々という言葉が出てきてますので、そうすると、これは定員の中に含むという理解で質問してるわけですが、それでいいんでしょう。違うの。

○委員長（松本尚美君） いやそれは除くってということだから。定数からは除くということです。田中委員、そこ整理してお願いします。

○委員（田中 尚君） わかりました。条例がそういう名称ですので、関連する形での質問になっているのかなと思いますので。そこで、あくまでも定数条例は定数条例としながらも、現実では定数条例から除く形の従来の臨時職員をそういう名称に置きかえる。なおかつ、例えば勤務実態によっては、ボーナスも支給すると。そういうふうには、いわば今の臨時職員の方の待遇向上に結びつくようなね、面もあるのかな。という理解をしてるんですが、そういう理解でいいのかしら。確認です。

○委員長（松本尚美君） 全体っていうか、トータルの今、質疑になってますが、いいですか。中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋 巧君） 私のほうの説明が少し足らなかった部分あるかと思います。今回会計年度任用職員制度に移行するに当たっては、田中議員さんおっしゃったように今、臨時職員と非常勤職員がいます。我々とするればその勤務実態を確認しなきゃならない。臨時職員につきましても、現行で正規職員と同等の業務をしてるっていう職員もいるんですよ。当然先ほど言ったように保育士とか用務員さんとか、そういった部分もございます。あとは非常勤につきましても、やはりこれは専門的な知識を有する方たちに専門的業務を担ってもらうという部分でございます。それは我々のほうではそれを精査した上で、今の臨時職員、非常勤職員がいます。それをきちっと精査した上で、会計年度任用職員のフルタイムとパートタイムに分けて、それで、雇用をしていくということでございます。よろしいでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。



- 委員（田中 尚君） いずれ私の質問のポイントは、今、全体として、いわばひとくくり表現しますと、臨時職員ですよね。わかりやすい話は、臨時職員という言われてる職員の方々の待遇改善に結びつくんですかって、聞いたのが私の質問の意図だったんですが、そこは直接お答えになっていないという思いがあります。
- 委員長（松本尚美君） ちょっと待ってください。そこに関しては、議案7号にかかわる部分ですので、こちらでお願いします。田中委員。
- 委員（田中 尚君） ちょっと今の質疑は提案されている条例の範囲をはみ出していると、委員長の指摘でございますので、それを受けとめまして、定数条例に関する条例の提案でありますので、あくまでもどういう方が定数の中に入ってくるのかっていう点での、説明だというふうに改めて理解いたしました。そうであると定数自体は今持っている定数に変わらないと。そういう理解でよろしいでしょうか。
- 委員長（松本尚美君） 中嶋総務課長。
- 総務課長（中嶋 巧君） そのとおりでございます。
- 委員長（松本尚美君） 田中委員。
- 委員（田中 尚君） そういう部分からいきますと、例外規定というふうに理解しますので、つまり定員条例に入ってこない部分の整備規程ですと。いうのが7条だと。つまり定員に含まない。含まない。なおかつ呼び方もこれに改めるという内容だということですので、了解します。
- 委員長（松本尚美君） ほかに質疑ございますか。なければ質疑を終わります。
- 議案第6号に対する討論を行います。田中委員。反対。
- 委員（田中 尚君） どっちかというところのほうになります。冒頭に指摘したようになりますね。以前は、日本人の賃金コストが高いということで。そこから始まったのが小泉構造改革であります。何が今日本の社会に言われてるかといいますと、3人に1人の方が、公務員職場でもですね。そういうやっぱり雇用状態が持ち込まれている。そこに生まれてるのは何かっていうことになると、職場内のやっぱり団結が損なわれると。同じ仕事をしていてもね。やっぱり待遇が違うとかね、これは教職の現場もそうであります。そういった意味では、この、条例の目指すものはですね。そういう現状ある意味、若干の手直しが伴うにしても、第6号、7号に触れてきますけれども、私は全体としてそういう現在の日本の悪しき雇用形態を合理化する、そういう狙いが入ってるという意味でこれ私は賛成できない。ということです。以上が討論です。
- 委員長（松本尚美君） はい、賛成討論ございますか。なければこれで討論を終わります。
- これより、議案第6号を採決します。この採決は挙手で行います。
- お諮りします。本案は原案可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

- 委員長（松本尚美君） 賛成多数です。よって原案可決すべきものといたします。

○

## 付託事件審査（2） 議案第7号 宮古市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

- 委員長（松本尚美君） 次に、議案第7号宮古市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を議題といたします。先ほど補足説明の中で説明がございましたけれども、質疑のある方は挙手願います。竹花委員。
- 委員（竹花邦彦君） それでは議案第7号にかかわって幾つか市の考え方お伺いをしたいというふうに思います。

まず、会計年度任用職員の任用形態とすれば先ほど説明があったとおり、一つは、フルタイム、それからも

う一つは、パートタイム。この二つの任用形態が出てきますよ。先ほどの総務課長の説明では、原則会計年度任用職員については、パートタイムとする。こう説明がありました。ただし、勤務形態、業務、職務内容等が、いわば正規職員と同等であるものについてはフルタイムで。ここは現実的には先ほど質問が田中委員のほうからもあったように、当然、臨時保育士、こういったものはフルタイムでいくものだろうと私はそういったふうに思っているわけですが、まずあの基本的になぜ原則パートタイムとされているのか。ここはどういう考えなんでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋 巧君） この会計年度任用職員は現行の非常勤職員制度というのが基本的なベースになっております。非常勤職員というのはさ、先ほど申しあげましたパートタイム会計年度職員の勤務実態と、まず基本的には同じでございます。宮古市職員の非常勤職員についてもフルタイムではなくて、先ほど説明しましたパートタイム会計年度任用職員の勤務実態、合った形の物が多いということで、まずはそうでしょうと。

あとは、竹花委員がおっしゃったように、当然勤務実態の中で同じ業務をしてフルタイムで働いてかなきゃならない職種につきましてはですね。それは当然フルタイム会計年度職員に移行されるんだろうというふうに認識しております。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） そうすればですよ。一つ、私は課題はね。今後の課題は今の現行の臨時職員の皆さん、それから非常勤職員の皆さん。非常勤職員は勤務時間が正規職員の4分の3。いわゆる週30時間、というのを一つのペースに勤務をしているわけです。そういう意味ではフルタイムとパートタイムの個々の振り分けをどうしていくのかっていうのが、一つの大きな課題になるんだろうというふうに思っているわけです。これによってまた労働条件、給与等も違ってきますので、ここの振り分けがどうされていくのか。そこでね、今中嶋課長のほうからもお話がありました、現行の非常勤職員については、いわばこのパートタイムに移行していくという基本的な考え方なのかどうなのか、その点をお伺いをしたいというふうに思います。

○委員長（松本尚美君） その前に竹花委員、30時間という時間の、今回35時間という部分。そこもちょっと含めて、現行ではね、30時間。そこももしあれでしたら含めて、中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋 巧君） まずフルタイムとパートタイムの振り分けということでございますが、実はこれは5月にですね、総務課のほうで各課長からヒアリングを行っております。現在の臨時職員、非常勤職員の実態調査をしております。その中で、我々も会計年度任用職員制度はそれぞれの課長に説明しながら、非常勤職員、臨時職員の勤務状況で、新年度、その職員たちが、どういう、職務を担うのかといった部分のヒアリングした中で、人数等もある程度の部分はだしました。その中で、大体先ほど田中委員さんの御質問の中で臨時、非常勤が大体300何人。臨時と非常勤合わせて300何人ですが、その中で大体我々がそんときにヒアリングした中では、大体フルタイムが人数の中でいけば、大体80人ぐらいでパートタイムのほうは298人ぐらいというような形にはなりましたが、ただ、条例改正の上程してございますので、この議会終了後にですね、再度、各課長にはもう1回ヒアリングしまして、各臨時、非常勤の勤務実態っていうか、来年度に向けた部分をヒアリングしたいと思っております。その中できちっとしたそのフルタイム、パートタイムの振り分けを確定させていきたいなと思っておりますし、先ほど説明しましたとおり、そういうその職種の勤務時間、勤務条件等はまだ決定してございませんので、その辺も職員組合等ともちょっと協議を進めながらですね、やっていきたいなと思っております。

先ほどの30時間と竹花委員さんおっしゃったのは、今度の改正の中で35時間以内というふうに改められたので、そこはちょっと違うところでございます。

○委員長（松本尚美君） 中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋 巧君） まずですね、第1点目の質問でございますけれども、まず現在の非常勤職員制度と今回の会計年度任用職員。いわゆる非常勤職員制度が会計年度職員になるということですが、メリットデメリットがございます。先ほど竹花委員おっしゃったように非常勤職員は、時間が決められています。週何日とかって、課で問題になってるのは超勤ができなかったんですよ。ところが今回の会計年度任用職員につきましては、フルタイムもパートタイムもやれということではないですが、もし業務がふえて必要な場合は、超過勤務ができることになってます。各課長さんのヒアリングやったときもですね、皆さん誤解してたのが今、竹花議員さんがおっしゃった非常勤職員制度の考えで、できるのであれば、フルタイムっていうなことおっしゃるんですが、実は制度の中身からすると。基本的にはそういった今までの非常勤職員制度の勤務をした上でも、もし超勤が忙しいときにですね。できるのであればそれでは大丈夫ですというような回答がありました。我々働き方改革もございますので、会計年度任用職員に超勤しろとは全く思っておりませんが、ただ課によっては忙しいときに非常勤職員の方に手伝っていただきたいっていうときもあったと思うので、新しい制度に移行すれば、各課でもし緊急に忙しい仕事が出てきた場合には、こういった部分活用できればいいのかなとは思ってございます。後35時間というふうに我々言うておりますが、以内にしていますが、やはりここについてはそれぞれの職種ごとでこういった形にしてほしいという課の要望を受けながら決めていきたいと思っておりますので、総務課でいちいち勤務時間をですね、勤務時間を短くしろとかそういう指示はしたくないなと思っております。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 今の課長のほうからは、5月の各課の課長とヒアリングで、おおむねフルタイムとパートタイムの現時点では人数的なものですね、今、こういった形で振り分けをお考えてる。ただ、改めてまたヒアリングをしてここをどうするかと。いうお話がありました。そこで今のね、フルタイム約80人先ほど臨時保育士については約60人という話がありました。当市では当然私は、保育士は当然これは臨時ですが、正規職員の保育士と同じ同等の仕事をしてますし、パートタイムに基本的にはなじまない。いわば恒常的な臨時職員としての存在がありますから、多くは多分ここについてはフルタイムに移行するんだろう。とすれば残るもの約20人。今ここがどういう職種になっているか。こういうところですから、多くの非常勤については、先ほどの数からいくと、パートタイムに移行していくとこういうことを現状ではね。そうなのかなというふうに思っておりますがそういう認識でどうでしょう。

○委員長（松本尚美君） 中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋 巧君） まず、保育士の関係でございます。実は竹花委員さんおっしゃったように、多分職種からいけば保育士はフルタイムであろうということだったんですが、実は現状の保育士から聞くとですね、やはり家庭のこともあって、フルタイムじゃなくてパートタイムだったら応募するよっていう方もございました。ですから、全て60人がフルタイムを希望するわけではなくて、やはり子ども課のほうからも全部ではなくて募集する際はやっぱり来ていただく保育士の方に来やすい形にするためには、パートタイムの部分も設けてほしいということも言われてますので、全員がフルタイムという募集ではないのかなと思います。あとはそのほかの部分でいけば、看護師とか保健師って言った部分のがフルタイムになるのかなと医療関係に努めている

部分ですね。あと先ほど申し上げました用務員もですね、臨時用務員につきましても学校でほとんど業務内容は正規の用務員と同じ同等の業務やっていて、朝から夕方まで務めてございます。我々が今考えてるところはそういった部分かなと思いますが、まだ精査は必要だと思うので、今後ヒアリングしながら、その辺は確定していきたいと思います。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 次に、いわゆるパートタイムの勤務時間35時間以内。先ほど現行の非常勤の皆さんは正規職員の4分の3の勤務時間ということになってますから、現行では、週30時間を基本として、非常勤職員の皆さんは勤務してるわけです。これが、仮に多くの方々の非常勤委員等の皆さんが、ここのパートタイムの職員に移行するとすれば週35時間以内となる、ここはね、実際の業務形態とか仕事内容で判断はされていくんだろうというふうに思いますが、現状では、いわば非常勤職員の方々の勤務と現場での問題は何かと言うと、臨時職員皆さんはフルタイムですから、1日8時間週5日、勤務はする。しかし非常勤職員の皆さんは先ほど申し上げた勤務時間に一定の制限があるので。週に1日2日ないし、休む日が出てくる。あるいは1日の勤務時間が短い。ということで、なかなかやっぱり現場実態とすれば、フルタイムが必要だということもあるわけですね。しかし、非常勤職員ですから、先ほど勤務時間の制限があって、1日8時間で稼いだりしても週1日か2日の休みが出て、休まざるを得ないとか、休みが出ているとこういう問題が現場と実際の任用形態の違いによって、さまざまな課題もあるわけです。そこで、基本的にその週35時間も、これ当然法で35時間以内ということになってるというふうに思いますけれども、ここの現行の30時間と35時間、ここは多くのところについては、週35時間、という形で考えていこうとするのか。そこら辺の考え方はどうですか。

○委員長（松本尚美君） 中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋 巧君） まずですね、第1点目の質問でございますけれども、まず現在の非常勤職員制度と今回の会計年度任用職員。いわゆる非常勤職員制度が会計年度職員になるということですが、メリットデメリットがございます。先ほど竹花委員おっしゃったように非常勤職員は、時間が決められています。週何日とかって、課で問題になってるのは超勤ができなかったんですよ。ところが今回の会計年度任用職員につきましては、フルタイムもパートタイムもやれということではないですが、もし業務がふえて必要な場合は、超過勤務ができることになってます。各課長さんのヒアリングやったときもですね、皆さん誤解してたのが今、竹花議員さんがおっしゃった非常勤職員制度の考えで、できるのであれば、フルタイムっていうようなことおっしゃるんですが、実は制度の中身からすると。基本的にはそういった今までの非常勤職員制度の勤務をした上でも、もし超勤が忙しいときにですね。できるのであればそれでは大丈夫ですというような回答がありました。我々働き方改革もございますので、会計年度任用職員に超勤しろとは全く思っておりませんが、ただ課によっては忙しいときに非常勤職員の方に手伝っていただきたいというときもあったと思うので、新しい制度に移行すれば、各課でもし緊急に忙しい仕事が出てきた場合には、こういった部分活用できればいいのかなとは思ってございます。

あとは、35時間というふうに我々言うておりますが、以内にしていますが、やはりここについてはそれぞれの職種ごとでこういった形にしてほしいという課の要望を受けながら決めていきたいと思っておりますので、総務課でいちいち勤務時間をですね、勤務時間を短くしろとかそういう指示はしたくないなと思っております。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） とすればですよ。そこを各課のいわば判断で、35時間以内の勤務時間。ここは一律にパ

ートタイムについては、週、例えば32時間にするとか、そういう一律に決めるのではなくて、35時間以内の範囲で、いわば各課でそこら辺は判断ができるんだ。こういうふうにも聞こえるわけですが、そういうふうに理解をしているわけですか。

○委員長（松本尚美君） 中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋 巧君） 先ほど私が説明した中で、二つ大きくパターンが分けられていることで、7時間45分、1日正規職員と同じように1日やって、それを週5日の中で4日するパターンと、1日あけですね、あともう一つは1日の勤務時間短くしてもいいよと。そして中で、週5日勤務してほしいところのパターンと大きく二つあります。非常勤職員制度につきましては、正規職員と同じように朝8時半から出てきて仕事しなくても、例えば9時からですね、午前9時からスタートしても5時15分まで働けば、業務は遂行できるといった部分もございますので、その辺はまだ確定はしておりませんが、今お話しした部分で5月にヒアリングした部分でその二つのパターンに分けられているという状況でございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） ですから大体そこはパートタイムの週の勤務時間については、現段階では一応一律的な考えで、それぞれの職場のほうに総務のほうから、フルタイム職員の場合は週32時間とか、35時間以内という格好になっているけれども、現実の対応については一定のそういった考え方を示すことになるんですか。どうなんですか。それとも35時間以内であれば、さっきの二つのパターンがありましたが、当然それによって問題は週の勤務時間を言ってるわけです。1日のね、勤務時間パターンは当然、フルタイムではないわけですから、問題は週の勤務時間が35時間以内になっていると。いわばそういうことで、あるところは、例えば30時間でやらせると。ある場合は33時間。そういう各課によってのばらつきは出てこない。出てくる可能性どうですか。

○委員長（松本尚美君） 全庁的に統一するか、しないかっていう。中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋 巧君） 大体、先ほども申しましたとおり、二つのパターンで統一できるのかなと思ってございます。あとは人数が少ないと思うんですが、それよりも短い勤務時間で対応できるところもあるかと思えますけども、こういった二つの部分での統一の中で、大体の職員についてはですね、対応できるのではないかと考えております。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） そうすると、二つのパターンというお話でありますから、場合によっては、2ページの下にあるように5日勤務、7時間ですから、35時間、対応するところも出てくるし、4日勤務で7時間45分とこういう二つのパターンでのどっちをそれぞれの職場、あるいは本人等も含めて選択をしていくか、こういうふうになってくると。そういうふうに理解をしたいというふうに思います。

そこで、内容についてちょっとお伺いしますが、諸手当の退職手当、これでいくと今日の説明では、フルタイムについて、もちろん退職手当の支給をする。そういう説明が、6カ月以上勤務をした場合。パートタイムは退職手当を支給されないという考えて理解でしょうか。どうでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋 巧君） はい。制度概要はそのとおりでございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 制度的にはそうなっているということでございました。そういう意味で、非常にフルタイム、パートタイムっていうと先ほど冒頭申し上げたように、さまざまな手当の支給の内容も含めてね、ここ

は若干勤務形態によっていろんな給与等の条件が違って来るわけなので、勤務条件的にはそういった意味ではね、どんどんどんどん実態のこの選択は、職場の状況でいわばフルタイムにするのか、パートタイムにするのかはその職場の仕事の状況で判断をしたいと言いますが、現実的には当然パートタイム職員が、どんどんどんどん多くなっていくというところは、逆にこういったさまざまな給与、労働条件等のいわば会計年度任用職員でも、違いが出てくるというそういう一方の矛盾も生じてくることになるので、ここはぜひですね、これからさまざまな規定整備に向けていくというふうに思いますので、ここはいろんな状況も確保状況等でもですね。ヒアリングをしながらあるいはぜひこちら辺はさまざまな権利にかかわってくる問題もありますので、ここは十分に職員労働組合等もここは議論をしていただきたいというふうに思っております。最後になります。委員長。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 3ページの社会保険の関係でちょっとお伺いをいたします。フルタイム会計年度任用職員については、法令の要件を満たす場合には、いわば地方公務員の共済制度が適用されますよ。先ほど中嶋課長のほうから13週以上とかっていう話が。もう少しこのですね。公務員共済制度が適用になる条件。ここを少し理解をする意味で、こういう勤務の場合については、地方公務員共済制度が適用になると。少し説明をお願いを申し上げます。

○委員長（松本尚美君） 中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋 巧君） 先ほども御説明はしましたけれどもこれはフルタイム会計年度任用職員でございます。常勤職員の勤務時間以上勤務した日ですね。これが18日以上。5月の中で18日ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、それ以後もですね、引き続き、当該勤務時間により勤務することがされるものということなので、単純に申し上げればまず会計年度職員は、1会計年度が基本でございます。任期は。だけでもこの中身で申し上げれば、当然12月を超えるということでございますので、1年やって、もし次の年度もですね、更新した場合、また、なおかつ勤務時間も同じ状況になった場合については、13月目から、その2年目からですね。正規職員と同じような市町村公務員共済制度が適用されるというようなことだと思います。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） それについては理解をいたしました。私が覚えてる当時は、月20日以上勤務というのが今、それから18日になっているということで、当然1年以上12カ月以上勤務した実績があれば、公務員共済制度が適用になるとこういう理解をいたしておりましたので、それといわば状況的には月に18日以上そして12カ月以上勤務した場合については、この公務員共済制度の適用になっていくという理解をいたしました。そこをですね、次にちょっとあれですが、パートタイムの会計年度任用職員の下のほうに通常の場合は厚生年金とかね、社保が適用されるというふうに私理解をしてたんですが、これに該当しないで、国民年金及び国民健康保険に加入する該当しない、というのはどういう場合が想定されますか、つまり国民、国民年金とか国保に加入しなければならないというのは、どういう状況のパートタイム職員が想定されますか。

○委員長（松本尚美君） 中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋 巧君） パートタイムの会計任用職員でございますけれども、例えば先ほど竹花委員もおっしゃったように勤務時間が常勤職員の4分の3以上はいるものということの中で、1日6時間で週5日、勤務の場合は、先ほどの厚生年金との適用になると。ただ、1日7時間週4日間となると適用外と概要とすればそんな形になっているようでございます。

○委員長（松本尚美君） いいですか。石田主査。

○総務課主査（石田信幸君） 先ほど竹花委員の御質問は国保と国民年金のっていうこととございましたので、短時間労働者ということとございます。勤務時間条件職員の4分の3未満のもので、週の勤務時間が20時間未満、任用期間が1年未満、賃金の月額が8万8,000円以下のものが、国民健康保険のほうに適用というか、そちらのほうの加入ということになります。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） そうすると勤務時間でいくと週20時間未満のものが、ここのいわば国民年金、国民健康保険等の。勤務時間だけでいけばそこだといことだと理解をいたしました。以上で終わります。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） 会計年度任用職員のこと、いわば移行に伴うですね。二つ私は確認したいんですが、これは雇用契約はどうなるのか。先ほどのお話ですと1年ということが強調されておりますけれども、1年更新というふうに理解になるのか、そこはどうでしょう。

○委員長（松本尚美君） 中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋 巧君） 先ほど申しましたとおり、基本的にはこれ正規職員と同じように、公募をしまして、要綱をつかって募集しまして、それでその中から、応募された方から選考という形で選びます。

基本的には会計年度職員は1会計年度でございます。先ほどその方が当然1年働けばですね、勤務実績もわかります。先ほど正規職員と同じように人事評価というの適用するということになります。この人事評価は何に適用されるかという、一般職員については昇給等に活用されますけれども、会計年度任用職員については例えば、この人が、次の年度にまたやりたいといった場合は、それは継続するのではなくてですね。きちっと選考という形をとりますので、面接とかですね、あとは先ほど言った人事評価の評価、そういった部分、あとは新たに応募なさってきた方もいると思いますので、それらを見ながら選んでいくということなので、基本的には1会計年度の任用だけでも、ただ、勤務実績が良好で、次の年度の時も応募して、ほかから来た人と比べてとき選考で比べてときも、この人がよかったならばそれは更新になるんだろうということになるんだろうとなります。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） あくまでも1会計年度原則としての採用ということの説明でございましたので、これは先ほど私が討論の中で述べたような問題を抱えているということにとどめたいと思います。もう一つは、この移行に伴う予算的な影響ですね、どのように予測しているのかということ伺います。

○委員長（松本尚美君） まだ額が、出てないようですが、概算ですか。中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋 巧君） これあくまでも概算でございますので、ただ、現実問題、先ほど竹花委員がお話あったようにフルタイムの人数後はパートタイム人数もこれから精査していくので、人数も変わってくると思います。ただ先ほど田中委員さんにもお話したとおり、平成30年度の実績で例えば臨時が200人で非常勤178人で、そして5月にその人数を固定した形でやったときにフルタイム80人パートタイムが298人といったお話しましたが、それで算定するとですね、大体平成30年度の実績だと。6億8,901万1,000円。人件費ですね。

先ほどの会計年度の人数でもっていけば8億786万4,000円ぐらいにはなるのかなということで、大体17.25%の増かなというふうに思ってます。ただ現状でいったときには、いろいろな支出するべき手当は増えるんじゃないかと思っているので、17.25%ではとどまらないのかなあと考えてございます。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） 質問の角度を変えますけれども、現在の状況のもとで、いわゆる非常勤職員の方の給与、今回のやつですね。この会計年度任用職員の場合には、今の市の正職員の給与表で支払うというふうな規定がありますよね。その限りで言ったら差がなくなる。しかし、今の段階の非正規職員の方の給与は、私が聞いてるのではですよ。違ったらちょっと訂正してほしいんですけども、大体正規職員の正職員の皆さんがたの給与の3分の2っていうふうな記憶があるんですが、そういう理解でいいですか。それとも、そこはどのようなふうな水準か、確認のため伺います。

○委員長（松本尚美君） 平均の話になります。数字、あります。中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋 巧君） 平均つうのはないです。非常勤職員職種ごとで金額があります。そして、あとはその経験とか高度な知識っていう部分になれば高くなるのはあります。大体、私は非常勤の職員の中、見ると17万円とか18万円ぐらいなのかなあとは思ってます。あとは高いとか20何万円ですね、そんな形にはなってございます。田中委員さん先ほど質問された部分で、当然給与水準というかその待遇がよくなりますが、ただ、先ほど申し上げたとおり、地方公務員法等が適用になるので。厳しくなります。だから厳しくなるということはその責任も負う度合いも大きくなるので、今までのようにというのもあれですけども、今後会計年度任用職員になる方については、もうその正規職員と同等にやってもらうし、責任が生じますので、何か問題を起こした場合は当然懲戒処分の対象になるというような部分もございますので、待遇だけがよくなるわけではなくてですね、責任も重くなってくるということになります。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） 先ほど中嶋総務課長は具体的な数字も上げたわけでありましてけれども、17万円とか20万円とかっていう数字でね。それは例えば、そこの比較が可能な部分で考えたときに、正規職員と比較した場合には、例えば3分の2なのか60%なのかっていうことを聞いてるんですよ。あらあらでいいんですけども。

○委員長（松本尚美君） 中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋 巧君） 多分比較の考え方が違うと思うんです。非常勤職員は基本的には毎年度の更新で今しゃべったような形でやっています。正規職員っていうのは当然入ってからの任期の定めがございます。なので、年齢が上がっていけば当然入ったときの給料よりは上がっているのは当然でございますけども、非常勤職員というのはそこではなくて、専門的な業務についてもらうということで雇用して、毎年更新。更新というか募集をしてやってるっていうような形なので、一概にその正規職員と非常勤職員を比較して、いや非常勤は安いじゃなか、ということではないのかなと思っております。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） この会計年度任用職員制度に移行に伴う財源の問題です。今田中委員のほうから、どの程度という。そのいわば本当にこの間私も一般質問でね、市長にここの財源確保、市長会等で国にしっかりと要望をして、財源を確保すべきではないか。こういう指摘をしてきました。市長は多分大丈夫国のほうでその財源補填をするのではないか、というふうに。そこは本当に国でこの制度移行に伴う財源等についてしっかり担保する国が責任をもって対応するという事になっているかどうか。この点だけ確認させていただきたい。

○委員長（松本尚美君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤孝雄君） はい。財源の問題でございますけれども、確かに地方のほうではこの制度改正に当



たりまして、財源措置を国に要望しているところでございます。国のほうでは今のところ、何らかの手当てはするというふうな表明はされています。しかしながら、具体的な金額とかパーセンテージとかそういうまだ提示はまだいただいてないところでございますので、これについては引き続き声を上げていく必要があるのかなというふうには考えているところでございます。

○委員長（松本尚美君） ほかにございますか。ほかになれば質疑をこれで終わります。

これから、議案第7号に対する討論を行います。討論はございますか。

ないようですので、直ちにお諮りします。議案第7号は原案可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「ありません。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） ないようですので、直ちにお諮りします。議案第7号は原案可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案可決すべきものと決定いたしました。

○

### 付託事件審査（3） 議案第8号 宮古市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

○委員長（松本尚美君） 次に、議案第8号宮古市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。これをまた補足説明ですか。それでは、資料があるんですね、ちょっと待ってください。補足説明資料を配布いたします。

〔補足資料配付〕

それでは、中島総務課長、どうぞ。

○総務課長（中嶋 巧君） 今回の条例改正案では国の人事院規則に時間外勤務の上限が設けられましたので、当市におきましても関係条例と、あと規則に職員の時間外勤務の上限を規定しまして、働き方改革の実現を図って職員の健康保持と時間外勤務の縮減に取り組むといった趣旨でございます。

議案第8号の条例案では正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項を規則で定めるとしてございますが、具体的に規則に定める内容は資料の2の（1）、（2）に記載し、したとおりでございます。

時間外勤務の上限時間原則1カ月45時間以下、1年で360時間以下他律的な業務の比重の高い部署におきましても1カ月100時間未満、2カ月から6カ月平均で80時間以下、1年で720時間以下として1カ月について45時間を超えて時間外勤務を命ずることができる月数は、1年について6月までとするということでございます。

なお、特例としまして、大規模災害への対応、あとはその他の重要性、緊急性の高い業務に従事する職員に対しては、ただいま御説明した上限時間を超えて時間外勤務を命じることができる、というふうにするものでございます。

当市におきましてもですね、これまでの1カ月30時間を超える時間外勤務を命ずる場合はですね。総務課長協議、45時間を超える場合は各部長の協議を行うこととして時間外勤務を全庁的な運用により規制してまいりましたが、あとはノー残業デーによる一斉退庁の実施。後は月100時間を2カ月行った職員に対しては産業医の面談を行うなど職員の健康保持に努めてきたところでございますけれども、今回条例及び規則に時間外勤務の上限を規定することで、全庁的な時間外勤務、規制、運用等も改めたいと思っております。それによって職

員の健康保持の取り組みを進めていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○委員長（松本尚美君） 補足説明もありましたが、質疑のある方。竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） まず条例等については、この間私も人事院、国の人事院規則等に基づいて、いわば時間外労働規制を実効性あるものにするためには条例規則等で、しっかりすべきだというふうに言っていましたから、このことについては、評価をしたいというふうに思っております。

そこで、なお一層どう時間外労働を規制、いわば少なくするために、どういうふうにやっていくのかということがこれから一層問われていくというふうに思いますが、問題は、（１）の②、なわけですね。いわば原則として月45時間、そして1日360時間とする。ただし書き、ただし書きというか、1カ月について100時間未満、2から6カ月80時間以下、1年について日720時間以下。つまり原則を超えて、働かせることが一応、災害は別ですよ、災害の場合は、これはもう大規模災害等の場合は、当然、緊急的対応が必要ですから、そうでなくて、原則は一応定められながらも、原則でない、いわば職場の取り扱いが簡単にいえば②なわけですね。ここで言う他律的な業務の比重の高い部署に勤務する職員。問題は、この部署とはどういう部署だろうなど。つまり宮古市役所でいくと。この原則が適用されないところは、どういう部署で、あるいはどういう働き方をしているところなのだ。ここがね、よく理解できない。今までのいわば地方公務員の場合の時間外労働規制というのは、いわば予算とかそういった分野等については、36協定を結ばなくても、いわば時間外労働させることができる。さまざまなそういった法があったわけですけども。今回のこの②のね、人事院規則でもこのような表現をしているわけですが、現実には45時間、1年360時間を超えて、いわばこの部署については、時間外労働させることができるんだっていうけれどもここはどういう部署なんですか。ここはどういうふうに考えていますか。

○委員長（松本尚美君） 中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋 巧君） 我々これは人事院規則の部分と大体同じような形で規定したような形でございますが、全く我々100時間未満とか720時間以下といったこの部分のところは、想定はしてございませんで、基本的には45時間以下にして1年360時間を目標にするということで取り組みたいと思っております。それから他律的な業務の高い部署。これは、国のほうが想定しているのは、例えば国会対応、あるいは財務、そういった部分のところ想定しているようでございますけども、我々はここのところは別に規定して、この部署ですよっていうことを指定して取り組むつもりは全くございません。ただし、時期によっては業務が忙しくなる部分があるので、そこはこういった形の部分で上限規制をしましょうという部分の考え方でございます。あえて部とかを指定して初めからそういう取り組みをしようという部分はございません。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 非常に今中嶋課長がおっしゃったように、時期的にも当然、それぞれの部署では繁忙期を迎えるところもあるわけですね。したがってその繁忙期を迎えるところについては、原則45時間。月45時間といっても、それを超えてくる場合があるだろうと。ただし、法の規定はいわば、ここのなんていうの表現に他律的な業務の比重の高い部署でなければ、45時間を超えてはいけませんよと。こうなってるわけですね。ですから、今の総務課長の答弁をいわば整理をすれば、そういう、時期によって、時期的に繁忙期となる職場については、この②を適用して45時間を超えてもやむを得ないのだとこういう解釈に立って、この条例規則等を運用していくとこういうふうにも聞こえるわけですが、そういった理解でいいわけですか。

○委員長（松本尚美君） 中嶋総務課長。

- 総務課長（中嶋 巧君） はい。先ほど申しましたとおり目標45時間以下、1年につき360時間以下でございます。ただ実際問題、業務が繁忙期を迎えた中で100時間を超えている職員もございます。そういった部分を踏まえてですね、こういった部分のところ設けておかないと。全部45時間以上やったものはどうなるのかという部分になりますので、我々としてはこういった部分のところではやむを得ないっていうのは申しわけないんですが、そういった部分の職員のところは押さえていきたいなと思ってございます。
- 委員長（松本尚美君） 竹花委員。
- 委員（竹花邦彦君） そこで、現実的に時間外労働が続いていった場合、職員の健康の問題です。現状では月100時間を2カ月でしたか、超えた場合については産業医の面談をさせているわけですよね。この方針は、今度国では人事規則を定めて、宮古市はこれに沿った条例規則を定めるわけですが、その方針については、端的に言うと、月40時間というふうにならね、なったんだけども産業医面談の100時間という基本は、市とすればこれは変えないでいくということなのか。あるいはもっと短い時間外労働の場合に、対応していくということにするのか。そこら辺はどうなんですかということなんです。
- 委員長（松本尚美君） 中嶋総務課長。
- 総務課長（中嶋 巧君） 国ではですね100時間を超えた職員についてはもう、産業医の面談をするということになってございますので、我々は今までの運用の中で100時間を超えたのが2カ月やった職員については産業医の面談を強制的にやらせてましたが、先ほどの説明でも申し上げたとおりこれからの運用は協議して変えていきたいかなと思ってます。できるのであれば国に準じたような形。100時間を超えた職員については、まず面談をしたほうがいいのかと今の時点で考えてございます。
- 委員長（松本尚美君） 竹花委員。
- 委員（竹花邦彦君） ちょっと私がね人事等の見た限りでは、国は今まで100時間にしていた、これを80時間に引き下げているのではないかと。ちょっと私も見てみましたらば、医師の面接指導を行うことが義務となる超過勤務時間を1カ月100時間超から80時間超に引き下げる。これがちょっと私が調べたところによると、国のほうでも人事規則でも医師の面談の時間は80時間以上の時間外勤務をした場合については、義務づけているようですので、ちょっとそこをね、調べてもらって、私はそういうふうには思っているんです。もしかすると、市も100時間から80時間に引き下げる考えなのかなというふうには思っております。これはどうでしょう。
- 委員長（松本尚美君） 中嶋総務課長。
- 総務課長（中嶋 巧君） はい。ただいまの竹花委員がおっしゃった部分は多分ですね。市役所事業者として100時間を超えた職員は当然産業医の面談しますが、職員からの申し出、ではないですか。
- 委員長（松本尚美君） 竹花委員。
- 委員（竹花邦彦君） それとは、また別。私の調べたところによると、本人からの申し出による場合もありますけれども、これはね、人事院のほうで2月に多分これ各省庁のほうに指示をしているもので、これは後で。ちょっと資料が違うのかどうかわかりませんが、2通り本人の申し出の場合とそうでない場合があります。
- 委員長（松本尚美君） 中嶋総務課長。
- 総務課長（中嶋 巧君） 今ですね。1カ月につき100時間以上、または、2カ月から6カ月平均で80時間を超える超過勤務を命じた場合には、やるということですので、よろしいでしょうか。
- 委員長（松本尚美君） 竹花委員。
- 委員（竹花邦彦君） 私も言い方が悪かった。つまり今中嶋課長が言ったように、本人の申し出があった場合

に80時間を超えた場合は、やると。もう一つ1カ月100時間以上または2カ月から6カ月平均で80時間を超えた場合については、面接指導を行う。こうなりますので、つまり従来の宮古市の場合は100時間を2カ月超えた場合については、産業医の面接を義務づける。つまりそのことでいくと、この2カ月から6カ月平均で80時間超えた場合の扱いは、国のほうでは産業医の面接をやっているけれども、つまり、平均で80時間という状況になった場合はどうなんですかと。この点についてはどうなんですか。

○委員長（松本尚美君） 中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋 巧君） そこも含めてですね、先ほど今後その運用を直していきたいと。当然今回条例、規則を規定しましたので、先ほど運用では今の現時点では100時間を2カ月やった職員については産業医の面接を強制的にやらせると。いうことですが、竹花委員さんおっしゃったように100時間以上も含め、例えば平均というのもあると思うので、平均で何十時間やった職員もそれは対象にしたらどうかということだと思うので、そこも検討はしてまいりたいと思います。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） ちょっと私の記憶違いであればごめんなさいなんですが、この資料の2の改正の概要の中での勤務命令の上限時間の部分で今竹花議員が指摘した部分であるんですが、その前提として、②。この他律的な業務の比重の高い部署というのは何ぞやということについては、お答えありましたっけか。なかったと思うので私はちょっとそこ確認ためにね。例えば病院だとかね。診療所ありますので、要すれば自分の都合で仕事が切られない打ち切りができない。そういう意味での他律的な、業務の比率の高い部署ということになるかと思うんですが、具体的にはどういうふうな職場が想定できるのかってということについて改めて答弁がなかったように記憶しておりますので、確認のために。

○委員長（松本尚美君） 国はっていう前提だったんでしょうけども、予算、国会ですか。宮古市に置き換えてどうか、ということですね。

○委員（田中 尚君） 中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋 巧君） 先ほど竹花委員におっしゃったのは、国では、国会対応とか財務省とか、いろんなそういった部署を指定しておりますけども、当市におきましてはそこは指定はしない。ただ、100時間超えてやらなきゃならない職員たちも多いものですから、その辺はこの辺に規定した中で運用していきたいなと思っていますということで、あえてどこの課がここに入りますよ。つつうのは想定はしてございません。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） はい、わかりました。そこで1番の上限時間の設定を考える際の原則ですよ。原則1カ月について45時間、1年で360時間以下。今の宮古市の時間外勤務の状況見ますと、これに、該当する状況はどうかかっていうことを伺いたいんですが。該当していません、ある課においては何人、ある課において何人が該当します。それのところはどんなふうになりますかね。あるのかないのか。

○委員長（松本尚美君） 中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋 巧君） 先月までの8カ月分ですね、時間外勤務45時間以上の職員は60人。1年の時間外勤務360時間の職員は、平成30年でございますけども、150人。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） ちょっと想定以上にお答えの数字をいただいた思いをしてみましたので。そこはそこで、働き方改革っていう大きな目標のもとですね、先ほど総務課長がいろいろお答えになっている部分でも

ありますけれども、いずれこういうふうな規定を設けて、改善をしていくというふうな前提だという理解して  
ますので、そこはひとつ職員の健康が第1ですのでね、それがね要因で健康を害した話も聞いてますんでね。  
それは置いといて、終わります。

○委員長（松本尚美君） ほかに質疑ございますか。なければこれで質疑を終わります。

これから議案第8号に対する討論を行います。討論はございますか。

〔「ありません。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので、直ちにお諮りします。議案第8号は原案可決すべきものと  
決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第8号は原案可決すべきものと決定しました。

○

#### 付託事件審査（4） 議案第9号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例

○委員長（松本尚美君） 議案第9号消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例  
を議題といたします。議案の提案理由につきましては本会議で説明済みでありますので、省略をいたします。

質疑のある方、挙手を願います。田中委員。

○委員（田中 尚君） 改めて条例の中身をですね、拝見をさせていただきまして、こんなにあるんだっていう  
思いをしているところであります。その次に私は思ったのは、どういうふうなやっぱり利用実態にあるのかな  
っていうのは、次に出た私の疑問点なので、これは、委員長ね、つまり、さまざまな公共施設あるいはさまざま  
な施設の中での利用状況に応じた使用料の条例が出ておりますが、どんなふうな利用実態になってるのかっ  
ていうことはね、これ資料として提示できますか、まずその確認。

○委員長（松本尚美君） この決算の部分に絡むのかな。中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋 巧君） 申し訳ございません。今はない。実態はここでは把握してません。あと決算のほう  
で見ていただければと思います。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） そういう意味で決算にも関連しますので、その時点で明らかにしていくようにしたいと  
思いますので、よろしくお願ひしたい。もう一つは、今回の消費税の転嫁条例ということになるかと思うん  
ですが、トータルで、どれぐらいのいわば市民の負担になるっていう言い方がいいのかどうか分かりませんが、  
あるいは市のほうにしてみると消費税ですから預かり税ですから、どんな数字を予測しておりますか。

この改定に伴って10月からの、たとえば来年の3月までの利用実態に応じた2%増の、消費税収が幾らなのかっ  
ていうことについてはトータルではじいてますか。増額見込みです。

○委員長（松本尚美君） 中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋 巧君） 今回の消費税率の引き上げに伴う使用料の影響額でございますけども、一般会計で  
大体50万円ぐらい。特別会計で約150万円。公営企業会計で約1,400万円と試算はしてございますけども、ただ  
これはあくまでも引き上げた金額の部分算定しているもので。実際問題、そこを利用するかしないかでこの  
金額っていうのは、単純にこのままの金額で上るとは限りませんので、そこは御了承いただきたいと思ひ  
ます。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） 実は私も消費税の増税については中止を求める紹介議員になりまして、いろいろの間やってきたわけなんですけど、結果だけ見ますと、さきの参議院選挙で自民党が、単独過半数割れを起こしたという結果は生じましたけども、あれあくまでもその憲法改正発議にかかわる部分でありましてね。消費税については余り有権者の皆さんの中に争点になったのかわかりませんが、いずれはさておいて、いよいよ10月だという中でけしからんのは、国会開かないことなんです。我々野党共闘で当選した国会議員の皆さんがたは国会が開かれれば、この消費税の問題についてはですね、法案を提出する準備してるんですけども。それもやらせない。だからニューヨークタイムスに、今の安倍自公政権は独裁政権であると。いうふうなことを書かれるのがね、今の実態です。したがって、何が言いたいのかといいますと、そういうものですから消費税が。私はですね、この転嫁はすべきではない。っていうこと。だけ申し述べたいと思います。質疑っていうよりちょっと意見になりましたけども。討論の部分にも踏み込んでしまいましたけれども、私の悪い癖ですのでよろしくお願いします。

○委員長（松本尚美君） ほかに質疑はございますか。すいません。私のほうから。

○副委員長（木村 誠君） 司会を交代します。松本委員。

○委員（松本尚美君） ちょっと確認なんですけども。この消費税を使用料とか、転嫁するとか、しますよね。基本的にはですねこの消費税は宮古市は、この預かった消費税、要するに納税するっていうか、義務はあるんですか。

○副委員長（木村 誠君） 渡邊副主幹兼職員係長。

○副主幹兼職員係長（渡邊伸也君） 一般会計では、納税の義務はございません。公営企業とか。は納めております。

○副委員長（木村 誠君） 松本委員。

○委員長（松本尚美君） そうですよ。公営企業に置きかえてですと、例えば水道事業所とかですね。そういった部分があるんですけども、水道会計で見るとですね、消費税、要するにコスト、要するに支払った分ですね、支払いの部分には当然消費税、そしてそれに水道料金にも消費税という部分があるんですけど、この差額は益税になっているっていう理解なんですけど、その理解でいいですか。

○副委員長（木村 誠君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤孝雄君） 当然一般会計では納税義務は今、ないっていう話はしましたけれども、しかしながら、当然今御指摘ありましたとおり、当然、それを、維持管理するための経費がかかっております。この維持管理経費については、消費税分を上乗せして支払うこととなりますので、直接、一般会計の支払い義務はありませんけれども、負担の部分は当然出てまいりますので、転嫁は必要だというふうに考えているところでございます。

○副委員長（木村 誠君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） 私は益税というちょっと表現したんですけども、基本的に一般会計は市は納める義務はないと。そうすると今回この使用料に今まで乗せてきてる部分はあるんですけども、その分は納税義務がないとすれば、イコール、今回の消費税対応という言いながらも、事実上はもう使用料を上げるというえらいシンプルなイメージ持つんですけども、これは国そのものが、もう地方自治体においてもですね、こういった使用料を含めてですよ。全て消費税の増税に伴って、今回2%ですか、2%の分は転嫁しなさいっていう。こうい

う義務を負わせられてるということですか。強制力を国が発揮してるということですか。

○副委員長（木村 誠君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤孝雄君） 国からそういう直接お話をいただいているわけではありませんけれども、繰り返しになりますが、当然維持管理にかかる経費等については消費税の今回の引き上げによって、宮古市としても負担する部分が出てまいりますので、その部分について引き上げしないということになればこれは税金で負担するということになります。したがって、実際使用料で納めている方々にこの部分を引き上げして負担していただきたいというものでございます。

○副委員長（木村 誠君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） 基本的には理解しました。してます。それで、たださっきも何回も言ってんですが、益税っていいことですね。民間の企業ですと仕入れに対して当然増税分は負担する。当然売上ついでいいですかね。請求するほうにも2%、そしてこの差額ですね。払った差額を厳密に言えば納税すると。というのが原則なんですよね。差額が出ると私は思うんだけど、差額はいわゆる益税と称したんですけども、それはないという理解ですか。私あると思うんですよ。差は。企業なんかで水道会計なんか見ますと、毎年毎年ですね、消費税部分にかかわる部分をコスト負担して、負担する部分もあるんですがその差額は収入として見てると。というのが実態なんですかね。これ、議論する必要もないのか。議論じゃない質疑なんですかね、確認です。どうでしょう。

○副委員長（木村 誠君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤孝雄君） そのような考え方もあるのかなと思います。

○副委員長（木村 誠君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） 考え方じゃなくてね、現実を私確認したと思うんです。

○委員（松本尚美君） だから差額はどうしても出てるんじゃないかなというふうに思うんですね、2%。

が、この値上げ分かどうかちょっと計算してないんですけども。確認できてないような方がいいです。

終わります。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） すいません。さっき終わったかのような印象を与えましたが、ちょっと今気がついたらですね。ページでは9の53ページなんですけど、ここに附則が書かれてございまして、この条例のいわば附則規定でありますけど、1番目に、宮古市三王地区自治会研修センター条例等の一部改正に伴う経過措置ということで、ここは三王地区自治会研修センター、私の理解ですよ。だけ、経過措置が設けられている。というふうに読み、読みとったんですけど、私の読み取りは正しいのか正しくないのかも含めて、御説明お願いいたします。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。9の53ページは全体的な部分かな。後段の部分ですか。

○委員（田中 尚君） 附則の1。1ですよ。この条例は、令和元年10月から施行するというふうに書かれておりますけれども、括弧しては宮古市三王地区自治会研修センター条例等の一部改正に伴う経過措置ということで、つまり経過措置が適用されるのは私の理解ですよ。三王地区の自治会研修センターというふうに取り扱ったんですけど、この理解はどうですかということをお願いいたします。

○委員長（松本尚美君） 吉浜副主幹兼行政係長。どうぞ。

○副主幹兼行政係長（吉濱賢寿君） 総務課行政係長の吉濱でございます。今のお尋ねの件でございますけれども、附則の第2項について見出しの部分、宮古市山王地区自治会研修センター条例等、等ということですのでそれ以外の条例についても経過措置を一括で定めているものでございます。この附則の第2項の中のこの条例括

弧書きとしている第7条、8条、15条、26条、40条から43条まで及び45条除く規定については、ここで一括で経過措置を設けているという規定となっております。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） 私が読み上げた部分、見出し出したので、ちょっと非常に違った質問しましたのでごめんなさいです。終わります。

○委員長（松本尚美君） ほかに質疑ございますか。質疑がないようですので。  
伊藤部長、どうぞ。

○総務部長（伊藤孝雄君） 私の勉強不足で、先ほど答弁が至らなかったのではないかなというふうに反省しておりますけれども、先ほどの消費税の納入の件ですけれども、一般会計ですと、さっき委員長がおっしゃったような課税仕入れとか売上げとかっていう概念がなかなか難しいので、そこでの消費税の計算というのは、難しいのだろうというふうに今、私の中では理解しているところでございます。

○委員長（松本尚美君） あとないですね。はい。なければ質疑を終わります。

これから議案第9号に対する討論を行います。討論はございますか。

田中委員。反対討論ですね。認めます。

○委員（田中 尚君） さっき質疑の中で言ったとおりですので、そういうことでこの件については反対の態度表明をさせていただきます。以上です。

○委員長（松本尚美君） はい。今反対討論です。賛成討論ございますか。

ないようですので、直ちにお諮りをいたします。これより議案第9号を採決します。

この採決は挙手でいきます。

お諮りします。本案は原案可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（松本尚美君） 賛成多数ですので、原案を可決すべきものと決定いたしました。

次、入れかえですか。説明の入れかえを行います。

---

**付託事件審査（5） 議案第10号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整理に関する条例**

○委員長（松本尚美君） 議案第10号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整理に関する条例議案第10号、あらたに生じた土地の確認についてを議題といたします。

質疑のある方は挙手願います。

〔「ありません。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） ないですか。これで質疑を終わります。

これから議案第10号に対する討論を行います。

〔「なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので、直ちにお諮りいたします。

議案第10号は原案可決すべきものと決することに異議ございませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第10号は原案可決すべきものと決定いたしました。



また、説明員の入れかえを行います。

○

## 付託事件審査（6）議案第25号 宮古市新市建設計画を変更することに関し議決を求めることについて

○委員長（松本尚美君） それでは次に、議案第25号、宮古市新市建設計画を変更することに関し議決を求める事についてを議題といたします。

質疑のある方は挙手願います。田中委員。

○委員（田中 尚君） 議案第25号の部分。26号とも共通する問題意識ではありますが、ページ数で言いますと25の5ページ。はい。財政計画。これをパッと見てですね、宮古市が合併平成の大合併受け入れた年度、平成17年度となっておりますが、そこから10年、っていうこと。さらには5年ということで、いずれ合併に伴ういわばその特産ですよね財政上の優遇措置は、終わるということから段階的に減らしてきているっていうふうな理解があるんですが、そこで地方交付税をちょっと見たいんですが、平成17年度地方交付税88億9,500万円というふうな数字がですね合併に伴いまして、どんどん膨れていって、最終的には10年経った時点で116億円ですかね。

それが、やっぱ今回の財政計画の見直しによりまして、どんどん人口が減ってるにもかかわらず、令和6年度の地方交付税総額概算だと思うんですが、107億8,700万円。っていう数字が示されておりますけれども、これは何か私の理解と違いますか、数字のいわば算定根拠は何がもとになってるのかっていうことを伺います。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） 地方交付税の算定については御案内のとおり人口規模とか市道延長とかいろいろあるかと思いますが。そして、現在御指摘のとおり人口減少の世の中になってございますので、それに応じた積算をしているものというふうに思っておりますが、細かい内訳につきましては、ちょっとお答えする環境にはございません。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） ちょっと財政担当の方がお見えにならないので、企画課長さんにお話、質問されてもですね。だからちょっと難しいのかなという思いがしてるんですが、簡単に言いますと、企画課長さんですから、この数字は、何を根拠にはじき出したんですかっていうことで、企画課長さんとしても理解する必要があるんじゃないのかなっていうそういう理解で質問しておりますので、これは宮古市の財政課が独自の計算ではじき出した数字、あるいは、国のほうのやっぱある程度の指針をもとに、あるいは示された数字ですとかですね。その辺が課長さんのところに情報が入ってれば、その答えで構わないっていうつもりでした。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） 国のほうでの財政見直し、それから市のほうで立てております中期財政見直し等に基づきまして算定する数字というふうに我々は理解しております。

○委員長（松本尚美君） 田中委員いいですか。

○委員（田中 尚君） 終わります。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） まず25の2ページ、いわば新市の施策の分野別施策の課題中では新たに、新市建設計画の変更後で庁舎等整備事業が盛り込まれました。宮古、田老、新里。これは田老は田老の総合事務所。

新里も今二階等ですね整備計画等々持っている。そういった宮古は市庁舎をいうのか、あるいは旧庁舎をいうのかですね、少しこの内容ですね。御説明をまず先をお願いを申し上げたい。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） 御質問のところでございますが、御指摘ありましたとおり現在今年度、予算化している庁舎としては田老総合事務所の新庁舎の分。それから、新里庁舎の2階部分、広域消防が入居するための必要な改修というの見込んでるところでございますが、今、現実的に事業化、予算化しているものにつきましては、田老と新里だけということにはなりません。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） そこで主要な事業としてここに掲載する。そしてこの新市建設計画にこれを盛り込むことによって、いわば私は財政的なね。そういったものを期待して盛り込んでいるのかなというふうにも理解してたのですが、この主要事業にこれを盛り込んだ意図は、後ほど合併特例債というお話もちよっと聞きますがそういった関連があるのかなのか。そこらはどうでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） 期待してと言いますと、どのような趣旨の御質問だったでしょうか、失礼します。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 端的に言えばこのこの主要な事業に掲載をすることによって、合併特例債等のそういったいわば財政処置が期待をできるということで盛り込んでいるのか、全くそういう意図はなくて、単に掲載をしているだけなのか。そこら辺のこの新しく庁舎等整備事業、つまり、現実に今田老の総合事務所は始まっているわけですよ。ですから、そういったものについて、いわば合併に伴うさまざまな財政措置がその事業に充てることが期待をできる、あるいは期待をしている。そういうことによるこの新たな主要事業の中に盛り込んでいるのか。どうなんですかということです。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） 失礼しました。新市建設計画のほうに位置づけることによりまして、合併特例債のほう財源に充てるというふうに見込んでございますので、現在予算化している田老庁舎の分、それから新里庁舎の部分につきましてはそれぞれ相応の額を、合併特例債のほうを充てがってることになります。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 合併特例債として田老総合事務所、それから新里の庁舎整備。整備というよりは内部の改装等々を期待している。そういうことで掲載をして、その点はひとつ確認ができたというふうに思います。そこを、ですね。いわばこれらの事業は合併特例債当初想定を当然していないわけですね。どの程度の額をいわばこの庁舎整備事業に充てる考え、計画なのかという提案、もしあるのであればそこをお示しいただきたい。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） 田老庁舎につきましては財源としては3億3,200万ほど、それから新里庁舎の改修につきましては1億6,030万ほど、ということは今予定しているところでございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

- 委員（竹花邦彦君） それは庁舎建設にかかわる事業、総事業費のいわばあとは合併特例債に、95%が充当できますから、95%の充当の額だというふうに理解をしいいわけですか。
- 委員長（松本尚美君） 多田企画課長。
- 企画課長（多田 康君） 基本的にはそのとおりでございます。
- 委員長（松本尚美君） 竹花委員。
- 委員（竹花邦彦君） さて25号の4ページ、合併特例債の発行。これについても、10年から20年間の期間延長になっている。ちょっとここで私の認識が違っているかどうかも含めて確認したいんですが、東日本大震災の被災地については25年に合併特例債の発行期限が延長されたのではなかったかなというふうには私は思っているんですが、そことの、もし仮にそのことが、宮古市が25年間、適用になりますよということになった場合に、この20年はどう考えたらいいか。そこら辺はどうなんでしょう。私の認識をね、含めてなぜ20年なのかなということでしょう。ちょっと私、ふっと思ったんで。
- 委員長（松本尚美君） 多田企画課長。
- 企画課長（多田 康君） 御指摘のとおりでございまして合併特例債の期限につきましては被災市町村につきましては25年が限度。それから存在の市町村については20年が限度とされているところでございます。既に平成27年でしたか。5年延長かけてるところでございまして、今回も5年延長しようというものでございます。今回は震災起因というよりは残りの発行限度額を見ますと、ほぼほぼもう先が見えているということもございしますので最大限伸ばすのではなく、向こう5年間延ばしたいというような意図でございます。
- 委員長（松本尚美君） 竹花委員。
- 委員（竹花邦彦君） 25年間の延長が可能だけれども、実態からいうと5年延長で対応ができるだろう。このような考え方だというふうに思います。仮にこれ25年間と規定をすれば、何かまずいとか、実態とかけ離れて、うまくないとか、そういうことはあるの。例えばね、変な意味ですが、何か起きた場合等々考えて25年間まで延長するというのも一つ選択肢として考えられるんだけど、そういったところは余り市の方としては議論というか、最大限を25年間まで延長して何か起きた場合に対応ができるように措置をしておいたほうがいいんじゃないかとか、そういったところは、どうだったんでしょう。
- 委員長（松本尚美君） 多田企画課長。
- 企画課長（多田 康君） 一つの考え方としてはあろうかと思えますけれども、現在その先見通すというところは、現実的など見ていきたいなと思ってございますので、最大限伸ばすのではなくて、事業計画から考えて向こう5年が適当ではないかというふうに考えてございます。
- 委員長（松本尚美君） 竹花委員。
- 委員（竹花邦彦君） これはまた改めて20年間として、建設計画を5年間延長しますが、これは今後もまた必要に応じて、5年延長するということは可能なわけですか。改めてまた再度延長ということがあり得るのかどうなのか。
- 委員長（松本尚美君） 多田企画課長。
- 企画課長（多田 康君） その際の議論だと思います。その際の議論とそれから発行額、それから事業の消化ぐあいはどうだったのかというのをまた先に議論することになるのではないかなと思ってございます。
- 委員長（松本尚美君） 他に質疑ございますか。なければ質疑を終わります。
- これから議案第25号に対する討論を行います。討論はございますか。

〔「ありません。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので直ちにお諮りいたします。議案第25号は原案可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第25号は原案可決すべきものと可決すべきものと決定しました。

○

付託事件審査（7）議案第26号 宮古市新市基本計画を変更することに関し議決を求めることについて

○委員長（松本尚美君） 次に、議案第26号、宮古市新市基本計画を変更することに関し議決を求めることについてを議題といたします。

質疑のある方は挙手願います。

○委員長（松本尚美君） ないですか。なければ質疑を終わります。

これから議案第26号に対する討論を行います。討論はございますか。

〔「ありません。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので、直ちにお諮りいたします。議案第26号は原案可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第26号は原案可決すべきものと決定しました。

○

○委員長（松本尚美君） 以上で当委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

お諮りします。

9月24日の本会議における議案第6号から議案第10号、議案第25号及び議案第26号の委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。以上で付託事件審査を終わります。

午前11時44分 審査終了

○

宮古市議会総務常任委員会委員長 松本尚美